

写

福島労発基0801第1号
令和5年8月1日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長
井口 真 嘉

福島県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和5年7月14日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合
連合会福島県本部委員長 遠藤 洋、JAM南東北福島県連絡会会長
高原 英二」から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項
の規定に基づき、別添（略）のとおり福島県非鉄金属製造業最低賃金の
改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必
要性の有無について貴会の意見を求める。

写

福島労発基 0801 第 2 号
令和 5 年 8 月 1 日

福島地方最低賃金審議会
会 長 熊 沢 透 殿

福島労働局長
井 口 真 嘉

福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 14 日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福島地方協議会議長 鈴木 重一、JAM 南東北福島県連絡会会長 高原 英二、UAゼンセン福島県支部支部長 荒川 聡」から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。



福島労発基 0801 第 3 号
令和 5 年 8 月 1 日

福島地方最低賃金審議会
会 長 熊 沢 透 殿

福島労働局長
井 口 真 嘉

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 14 日付けをもって、申出代表者「全日本自動車産業労働組合総連合会福島地方協議会議長 伊藤 直、J A M 南東北福島県連絡会会長 高原 英二、日本基幹産業労働組合連合会福島県本部委員長 遠藤 洋」から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

写

福島労発基 0801 第 4 号
令和 5 年 8 月 1 日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長
井口 真 嘉

福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 14 日付けをもって、申出代表者「JAM 南東北福島県連絡会会長 高原 英二」から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

写

福島労発基 0801 第5号
令和5年8月1日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長
井口 真 嘉

福島県自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和5年7月14日付けをもって、申出代表者「全日本自動車産業労働組合総連合会福島地方協議会・販売部門連絡会委員長 鈴木 克佳」から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添(略)のとおり福島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。